

**社会の動き**

- 高齢者・障がい者等移動要配慮者の増加
- 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）
- 大阪を訪れる外国人観光客の増加
- 2025 日本万国博覧会の大阪誘致
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への推薦候補決定
- 法の基本方針に基づき、平成 32 年度までに 3,000 人以上／日の鉄道駅において、バリアフリー化の達成見込み

**勉強会での主な意見**

**【情報提供】**

- 外国人等が容易にどの駅か把握できるよう、駅ナンバーも記載すべき。
- 無人駅なのか時間帯により駅員がいないのか情報が事前にわかれば、視覚障がい者も安全に移動できる。
- 各ホテル事業者がバリアフリー設備の内容等を情報発信していないことが、ニーズのある人には支障となる。
- ホームページで情報発信しても、改修等で状況が変化している場合、きちんと対応する必要がある。
- 駅だけでなく、まちのバリアフリー情報を提供することが大事。
- 知的障がい者等への情報提供も忘れないようにしてほしい。

**【設計基準】**

- ホテルの浴室の入口幅で 80cm 以上とすることが望ましいとあるが、現在既製品がなく、現実に難しく、説得力に欠けるのではないか。
- 手動車いすであれば、幅は 60cm 位なので、大体 70cm 位あればいいのではないか。
- 新築の建築物でもエレベーターの位置がわかりにくいことがあるが、高齢化の進展で今後車いす使用者が増加することを考えると、もっとわかりやすい所に設置する、サインをわかりやすくするなどの工夫が必要。
- 11 人乗りエレベーターだと、車いすはぎりぎり 2 台入るのがきびしいため、移動に時間がかかる。
- 既存建築物をガイドラインの内容に近づけるのはきびしい。
- ガイドラインの改訂後、改訂されたことを設計者等に周知してほしい。

**【その他】**

- 3,000 人以上／日の鉄道駅では内方線の設置は努力義務であるが、安全な駅を目指してもっと設置を推進してはどうか。
- 施設利用者が少ないからバリアフリーの配慮がいらぬのではなく、利用者が少ない所程使用されるのではないかという考えもあり、どこへ行っても不自由なく使えるのが理想。

**取組みの方向性（案）**

**1. まちのバリアフリー情報の提供**

- HP で提供している「構内図」、「バリアフリーマップ」等の充実
- 福祉のまちづくり条例ガイドラインへの追記

**2. 福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂**

- 国の建築設計標準の改正内容（配慮すべき事項）を追記
  - ・宿泊施設の一般客室における高齢者、障がい者等の円滑な利用への配慮
  - ・既存建築物における改修ポイントの追記
  - ・車いす使用者用便房等の一層の機能分散
- 「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」等に関する追記
  - ・案内表示や敷地内通路等の色の選び方や表示の仕方の具体的事例の追記
  - ・ピクトサインの表記の追記

**3. 鉄道駅等のバリアフリー化の推進**

- 段差解消されていない駅のバリアフリー化
  - ・平成 32 年までに 3,000 人／日以上以上の駅において、原則として段差の解消により移動等円滑化を推進。
- ※なお、今後さらなる鉄道駅等のバリアフリー化を目指し検討してはどうか。
  - ・段差解消された駅のバリアフリールートの複数化
    - 出入口が複数ある旅客施設で段差解消経路が 1 ルートのみであること等により、高齢者・障がい者等が車両に乗降する際に、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされる状況の改善。
  - ・乗換ルートの駅のバリアフリー化
    - 異なるルートのみが段差解消していること等により、高齢者・障がい者等が乗り換えをする際に、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされる状況の改善。